

「緊急地震速報検知ラジオ<sup>※1</sup>」に関して明示を求める事項

- ①利用者に対して推奨する放送局とその放送局を選局した際の動作<sup>※2</sup>。
- ②放送局が正しく選局され「緊急地震速報検知ラジオ」が適切に動作できる状態になっていることについては、利用者自ら確認する必要があること。
- ③ラジオで緊急地震速報(警報)が放送開始されてから、「緊急地震速報検知ラジオ」で制御を開始したり、放送を聴取できたりするには、NHKチャイム音の放送が終わるまでの数秒程度を要すること。
- ④NHKチャイム音を聞くことができずに、NHKチャイム音の後の放送を聞くことになること。

※1 NHKや民間放送局のラジオ放送で緊急地震速報(警報)を放送する際に最初に放送するNHKチャイム音を検知し、その後に、ラジオの音量を上げて知らせたり、館内放送設備等を制御したりする装置。

※2 「緊急地震速報検知ラジオ」は選局した放送事業者が緊急地震速報(警報)を知らせるためにNHKチャイム音を放送した場合に動作する装置であることから一般的には以下の動作となることに注意。

- ①放送を行っていない時間帯は、緊急地震速報(警報)が放送されないので動作しない。
- ②NHKのラジオ放送を選局すると、全国いずれの地域に対して緊急地震速報(警報)が発表されても、全国で同一に放送するので、それに合わせて動作する(利用者のいる地域以外に対して緊急地震速報(警報)が発表された場合でも動作する)。
- ③民間放送局のラジオ放送では、準備が整ったところから放送を開始している。その放送内容や条件は各民間放送局によって異なるので、選局によって以下のように動作も異なる。
  - ・緊急地震速報(警報)を放送しない民間放送局を選局すると、動作しない。
  - ・NHKチャイム音を使っていない民間放送局を選局すると、動作しない。
  - ・緊急地震速報(警報)の対象地域が放送エリアに含まれたときだけに放送する民間放送局を選局すると、それに合わせて動作する(例:A県を放送エリアとする民間放送局がA県に緊急地震速報(警報)が発表されたときだけ放送しているならば、それに合わせて動作する)。
  - ・震度5強以上の震度を予想した時に放送する民間放送局を選局すると、それに合わせて動作する。